

不良債権問題の現状（４）

<要旨>

2003年3月末の全国銀行の不良債権残高は、前年の40兆円を超える水準から35兆円程度まで減少した。内訳をみても「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」が減少しており、全体の数字が減っているだけでなく不良債権の中身も改善している。

不良債権の減少要因は、オフバランス化など処理の積極化による減少要因と金融庁特別検査や資産査定厳格化による増加が一巡した要因によるところが大きい。債務者の業況悪化による債権の悪化の動きは恒常的に続いており、不良債権の発生メカニズムに変化が生じているわけではない。

2003年3月期の不良債権処分損は6.7兆円と前年度の9.7兆円からは減少したが、業務純益4.7兆円を上回った。処分損が業務純益を上回るのは9年連続で、不良債権の処理が業務純益の範囲内では賄えない状況が続いている。

不良債権処分損には、恒常的に発生する不良債権に対するものと、一時的な要因により発生する不良債権に対するものの2通りがある。前者は債務者の業況の悪化などによって発生するもので、後者は、2003年3月期の場合、金融庁の特別検査の結果として発生したもの、主要行が要管理債権を中心に自己査定にDCF法を導入したために増加したものがある。こうした一時的な要因による損失を取り除き、恒常的要因による損失額を計算すると業務純益に近い数字にまで低下する。

恒常的な不良債権の発生ペースと不良債権のオフバランス化ペースが2003年3月期並みを維持したとすると、今後不良債権の残高は減少を続けることになる。この場合、不良債権処分損は2兆円台で推移し、業務純益の範囲内で十分に処理できる計算となる。処分損が低水準となるのは、不良債権残高の減少や引当率上昇により追加発生する処分損が低めに押さえられるためである。

ただし、この試算は債権売却損などが引当を上回る可能性や担保処分時に担保評価額を下回る可能性を考慮に入れていないため、不良債権処分損が増加するリスクはある。また、不良債権の発生ペースと不良債権のオフバランス化ペースを1.5倍に引き上げたケースで同じ試算をしてみると、不良債権残高はほとんど減少しなくなり、不良債権処分損も2003年3月期の水準（一時的な要因を除いたベース）からはあまり減らない結果となる。

過剰債務、過剰設備といった新たな不良債権を生み出す構造問題が根本的に解決されたわけではなく、不良債権の恒常的な発生は続いている。銀行が処理を積極化させた分だけ、処理の余力は小さくなってきており、不良債権の発生ペースが高まれば残高が再び増加に転じる懸念は残る。不良債権問題の抜本的解決は不良債権の新規発生を少なくすることであり、景気の持続的回復が実現するまでは難しいであろう。



【照会先】調査部(東京) 小林真一郎

E-Mail : skoba@ufji.co.jp

はじめに

2002年9月に金融担当大臣が交替し、新たに設けられた金融分野緊急対応戦略プロジェクトチームの下で不良債権処理の加速など、銀行に対する厳しい方針が打ち出された。また、繰延べ税金資産を厳格に評価するべきとの意見も強まった。こうした状況下、主要行を中心に資産査定の一環の厳格化や引当金の積み増しなどが実施され、自己資本の毀損を補うために大規模な増資が行なわれた。2003年3月末にかけて、一時は金融危機の再来が危ぶまれる状況にまで至ったが、2003年5月にりそな銀行が破綻前の予防的な公的資金注入を受けたこともあり、悲観的な見方は急速に後退した。今年度に入り銀行株は急上昇に転じており、不良債権問題に対する懸念もやや薄れている。

しかし、金融危機に至るリスクが後退したからといって、不良債権問題が抜本的に解決されたわけではなく、依然わが国経済に重くのしかかっている。本稿では不良債権の最近の状況を整理・分析することで、こうした問題点の指摘を試みた。

1. 2003年3月期の不良債権の状況～残高は減少するが新規発生続く

(1) 残高は減少に転じる

銀行が保有する債権を分類する方法として、銀行の自己査定に基づく債権区分⁽¹⁾、金融再生法開示基準による債権区分、リスク管理債権における区分の3通りの方法がある(図表1)。

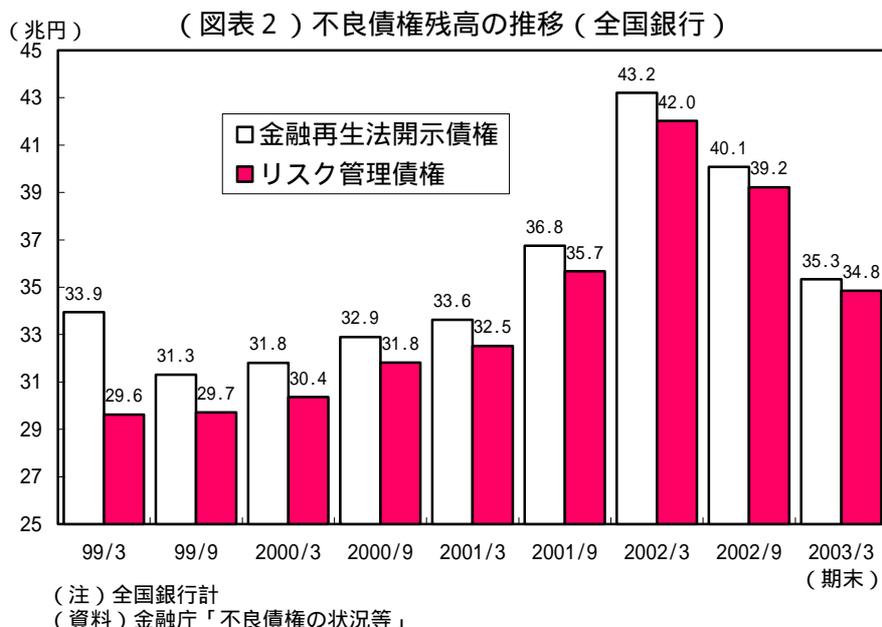
(図表1) 全国銀行の債権分類の状況(2003年3月期)

自己査定				金融再生法開示債権	リスク管理債権
破綻先・実質破綻先 5.7兆円 (2.2兆円)	分類 5.7兆円 (2.2兆円)	分類 0.0兆円 (0.0兆円)	分類 0.0兆円 (0.0兆円)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5.7兆円 (2.2兆円) 危険債権 13.0兆円 (6.6兆円) 要管理債権 16.6兆円 (11.5兆円)	破綻先債権 2.2兆円 (0.8兆円) 延滞債権 15.9兆円 (7.7兆円) 3ヵ月以上延滞債権 0.5兆円 (0.3兆円) 貸出条件緩和債権 16.2兆円 (11.2兆円)
破綻懸念先 13.0兆円 (6.6兆円)	11.1兆円 (5.7兆円)	1.9兆円 (0.9兆円)	破綻懸念先以下の債権 18.7兆円(8.8兆円)		
要管理先					
要注意先 71.4兆円 (40.5兆円)	71.4兆円 (40.5兆円)		問題先債権 90.1兆円(49.3兆円)		
正常先 371.7兆円 (224.5兆円)	371.7兆円 (224.5兆円)		分類債権		
				不良債権合計 35.3兆円 (20.2兆円)	不良債権合計 34.8兆円 (20.0兆円)
全国銀行					
主要行					

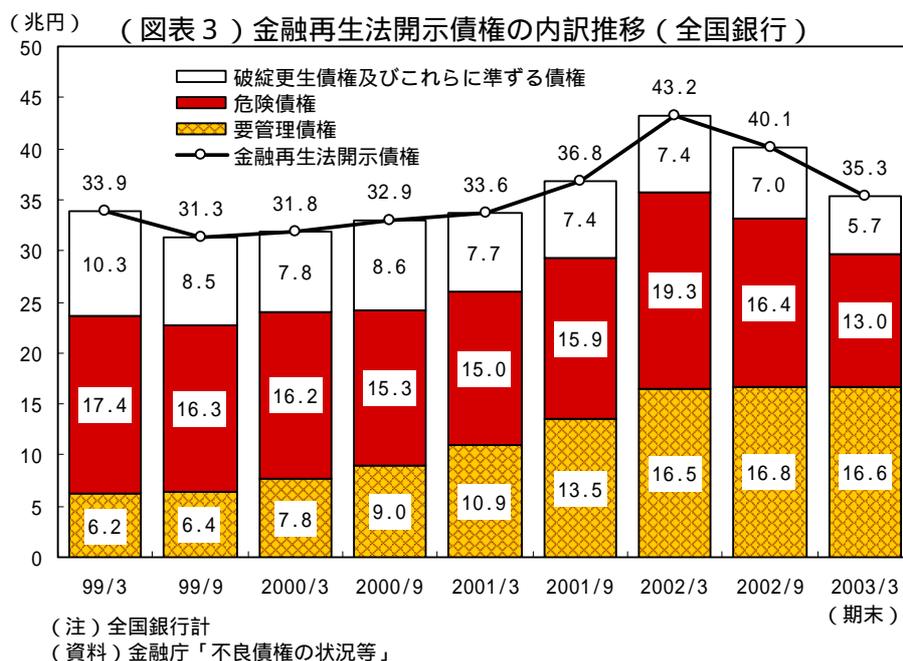
(注1) ()内は主要行の数字
 (注2) 自己査定の、分類の内訳は未公表
 (資料) 金融庁「不良債権の状況等」などから作成

⁽¹⁾ 2002年9月期より自己査定の数字が未公表となったため、分類債権額などの把握は不可能となった。

一般に不良債権という場合、金融再生法開示基準やリスク管理債権における債権区分によって算出された金額を指している。金融再生法開示基準による不良債権（以下金融再生法開示債権）、リスク管理債権ともに残高はピークアウトしており、2003年3月末には全国銀行（都銀、長信銀、信託、地銀、第2地銀）で35兆円程度まで減少した（図表2）。



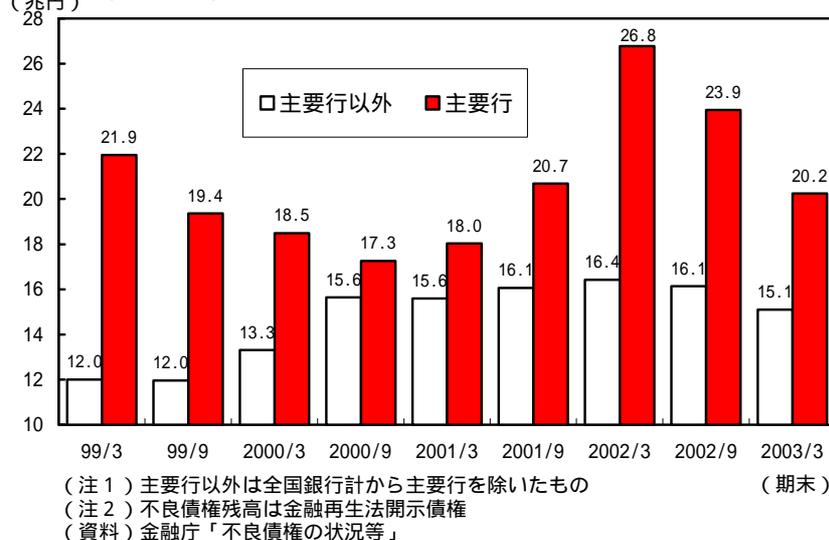
金融再生法開示債権の内訳の推移をみると、2002年3月期以降「要管理債権」が高止まっている半面、不良債権のうちでも内容が最も悪い「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」と次に悪い「危険債権」が減少しており、全体の数字が減っているだけでなく、不良債権の中身も改善していることがうかがえる（図表3）。



(2) 主要行と主要行以外では不良債権減少幅に格差

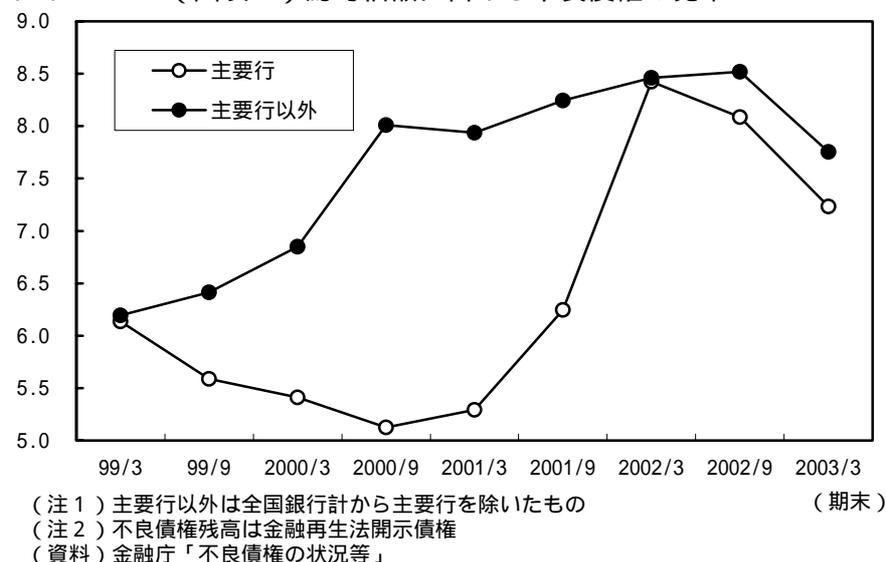
全国銀行の不良債権（金融再生法開示債権）を主要行とそれ以外に分けてみると、主要行では順調に減少しているのに対し、主要行以外では減少は小幅である（図表4）。2002年10月に発表された「金融再生プログラム」で2004年度中に不良債権問題を決着させるために不良債権処理を加速させる方針が打ち出されたが、これは主要行だけを対象にしており、その差が出ているためと思われる。

(図表4) 不良債権の主要行、主要行以外の内訳推移

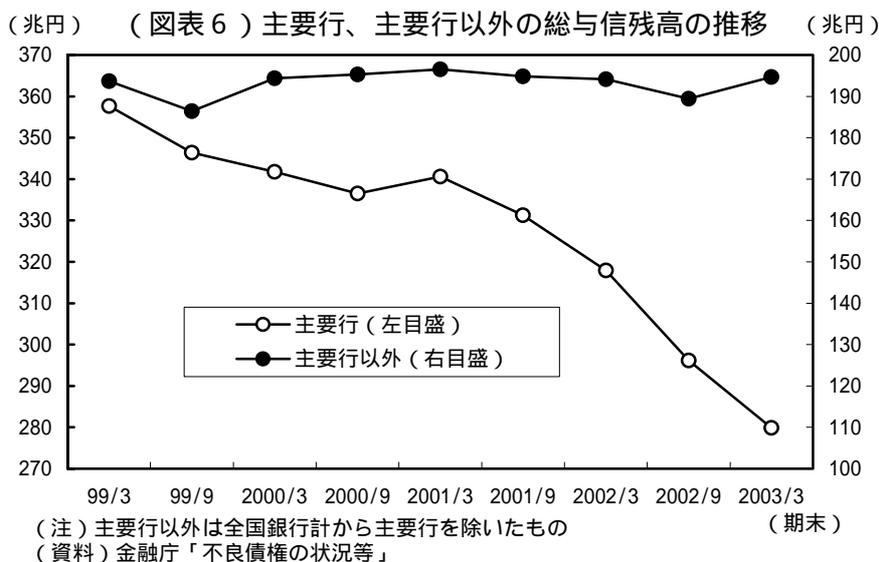


総与信額に占める不良債権の比率を見ると、主要行、主要行以外ともに低下に転じているが、依然として主要行以外の方が高い（図表5）。主要行は自己資本比率対策として優良資産のオフバランス化や新規貸出の抑制によって総与信残高が減少を続けている一方、主要行以外では足元でむしろ残高が増加している（図表6）。不良債権の削減における両者の

(図表5) 総与信額に占める不良債権の比率



格差はもっと開いていると考えるべきであろう。なお、主要行の総与信額に占める不良債権の比率は2003年3月期に7.2%に低下したが、「金融再生プログラム」では2005年3月期に4%程度にまで低下させることが目標として掲げられており、目標水準までは依然として開きがある。

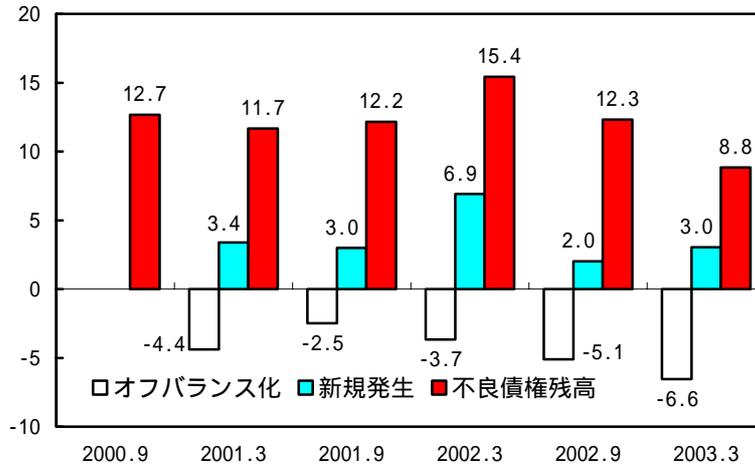


それでは主要行のオフバランス化について、もう少し細かくみてみよう。2002年度下期は、3.0兆円の不良債権（金融再生法開示債権のうち「破産更生等債権」と「危険債権の合計」=自己査定のうち「破綻懸念先以下の債権」）が新規に発生したが、各行が不良債権処理を積極化させ、過去2年間では最高額となる6.6兆円の最終処理（オフバランス化）を行ったため、残高は半年で3.5兆円減少した（図表7）。

不良債権の最終処理については、具体的な処理目標として新規発生後、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）、3年以内にほぼ全額について処理するよう金融庁から要請⁽²⁾されている。図表8は発生時期別の不良債権のオフバランス化進捗状況を見たものであるが、現時点では概ね要請されたスケジュールに沿ってオフバランス化が進んでいることがわかる。なおこの数字では、オフバランス化につながる措置を講じた債権（引当の積み増しなど）であってもバランスシートに計上されていればオフバランス化したとは見なしていないため、引当の積み増しなども考慮すれば、実質的な進捗率はさらに高まる。

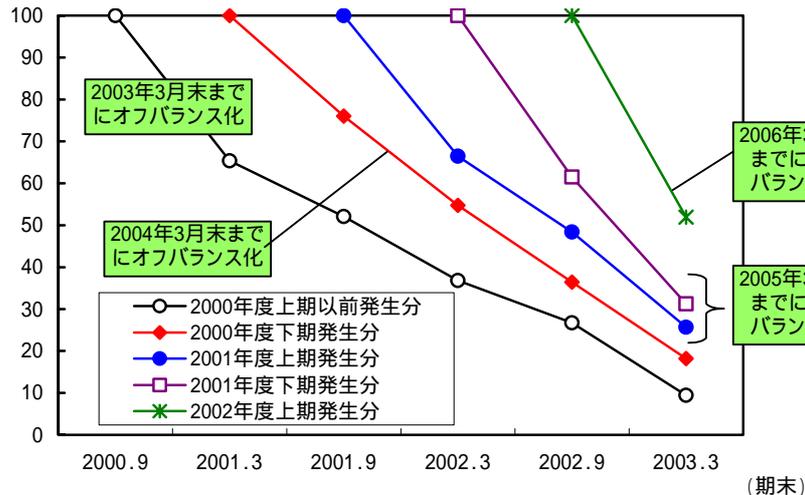
⁽²⁾ 2001年4月6日の「緊急経済対策」において、主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分は2年以内、新規発生分は3年以内でオフバランス化することが求められ、2002年4月12日の「より強固な金融システムの構築に向けた施策」において、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）について必要な措置を講じることが追加要請された。さらに2002年10月30日には「金融再生プログラム」において、2005年3月期に「不良債権比率を現状の半分程度に低下」させる目標が追加された（発表時の最新の不良債権比率は2002年3月期の8.4%であったため、具体的目標値は4.2%程度ということになる）。

(兆円) (図表7) 主要行のオフバランス化実績と新規発生額



(注1) 前期末残高 - オフバランス化 + 新規発生 = 当期末残高 (決算期)
 (注2) 不良債権残高は破綻懸念先以下の債権の合計 (金融再生法開示基準では破産更生等債権、危険債権の合計)
 (注3) データの公表は2001年3月期から
 (資料) 各行決算資料より作成

(%) (図表8) 発生時期別のオフバランス化進捗状況

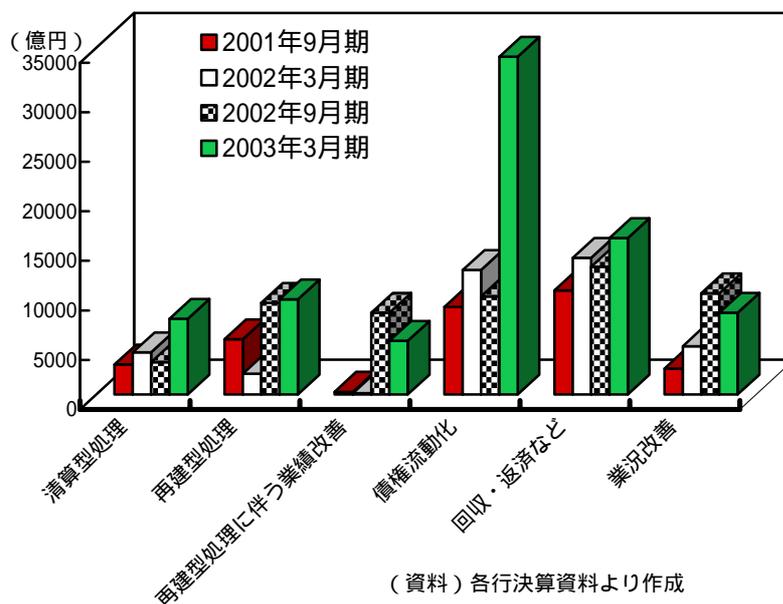


(注) 残存率 = 当期残高 ÷ 初期残高 × 100
 (資料) 各行決算資料より作成

各行はどのような手法でオフバランス化⁽³⁾を進めているのであろうか。図表9は、図表7で示した不良債権の最終処理額6.6兆円を処理形態ごとに見たものである。「債権流動化」が急増しており、銀行が債権を売却することによって不良債権の切り離しを積極化させていることがうかがえる。また、2002年9月期以降、「再建型処理」(法的整理による債権切り捨てや私的整理による債権放棄など)、「再建型処理に伴う業績改善」(債権放棄などの結果残った債権を格上げ)による最終処理も高水準となっている。

⁽³⁾ オフバランス化とは、本来バランスシートから完全に切り離すことを指すが、不良債権処理においては債務者の業況改善や再建計画策定により債権回収の可能性が高まった場合など、債権分類が格上げ(上位遷移)された場合にもオフバランス化とみなされる。

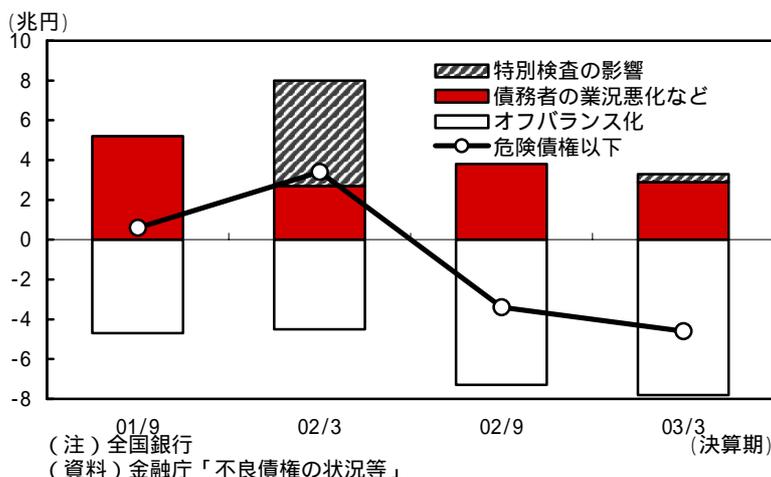
(図表 9) オフバランス化の処理形態ごとの内訳



(3)不良債権の新規発生メカニズムには大きな変化はない

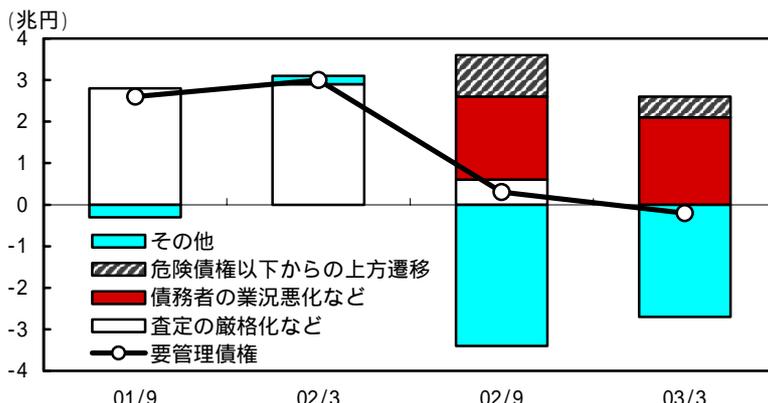
減少している「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」の合計である「危険債権以下」の増減要因の内訳をみると(図表10、12) 2003年3月期に減少した要因として、2002年3月期は特別検査の影響によって大きく押し上げられたが、2003年3月期にはその影響が小さかった、主要行を中心に積極的なオフバランス化が推進された、ことが挙げられる。もっとも、債務者の業績悪化(要管理債権や正常債権からの悪化)は恒常的に発生し続けており、新規発生の減少が残高減少に結びついているわけではない。

(図表 10) 「危険債権以下」の増減要因内訳 (全国銀行)



次に金額があまり減少していない「要管理債権」の増減内訳をみると(図表 11、12) 2002年3月期に査定厳格化が一巡したため、2003年3月期には査定基準見直しに伴う新規増加が抑制され、「要管理債権」全体の増加が一服していることがわかる。その他の要因については、2002年9月期から細かい分類が発表されるようになった。このため前年度との比較はできないが、その他の部分に含まれる「要管理債権から危険債権以下への下方遷移」(内

(図表 11)「要管理債権」の増減要因内訳(全国銀行)



- (注1) その他は、「健全債権化」、「返済など」、「要管理債権から危険債権以下への下方遷移」の合計
(注2) 02/3までは「危険債権以下からの上方遷移」、「債務者の業況悪化など」はその他に含む
(注3) 全国銀行計
(資料) 金融庁「不良債権の状況等」

(図表 12) 危険債権以下および要管理債権の増減要因内訳詳細(全国銀行)

	2002年3月期			2003年3月期		
	上期	下期	通期	上期	下期	通期
金融再生法開示債権	3.1	6.5	9.6	-3.1	-4.8	-7.9
要管理債権	2.6	3.0	5.6	0.3	-0.2	0.1
査定の厳格化など	2.8	2.9	5.7	0.6	0.0	0.6
債務者の業況悪化など				2.0	2.1	4.1
危険債権以下からの上方遷移(改善)				1.0	0.5	1.5
債務者の業況改善				1.0	-0.4	0.6
再建計画の策定				0.0	0.9	0.9
健全債権化						-2.3
債務者の業況改善						-2.2
再建計画の策定	-0.3	0.2	-0.1	-3.4	-2.7	-0.1
返済など						-0.7
要管理債権から危険債権以下への下方遷移(悪化)						-3.1
危険債権以下	0.6	3.4	4.0	-3.4	-4.6	-8.0
オフバランス化	-4.7	-4.5	-9.2	-7.3	-7.8	-15.1
債務者の業況悪化など	5.2	2.7	7.9	3.8	2.9	6.7
要管理債権からの下方遷移(悪化)	-	-	-	-	-	2.7
正常債権からの下方遷移(悪化)	-	-	-	-	-	4.0
特別検査の影響	0.0	5.3	5.3	0.0	0.4	0.4

(注) - は数字が未発表のもの、全国銀行計
(資料) 金融庁「不良債権の状況等」

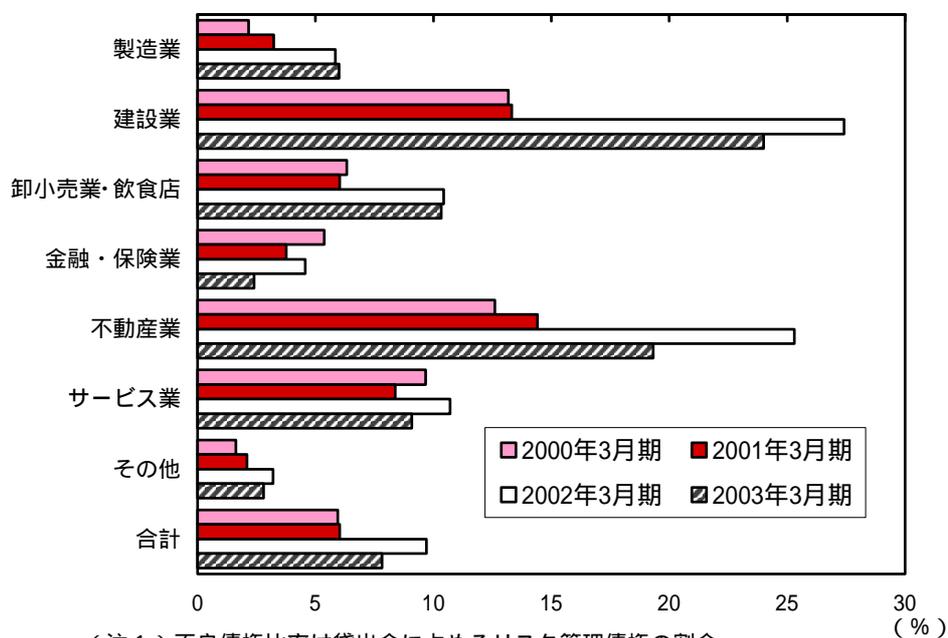
容の一段の悪化)や「健全債権化」(正常債権に改善)が「要管理債権」を減少させる要因となる一方、「債務者の業況悪化」(正常債権からの悪化)による新規の不良債権発生が続いており、「要管理債権」の残高が大きく減少するに至っていない。

以上のように不良債権が減少している要因は、オフバランス化など処理の積極化による減少要因と金融庁特別検査や資産査定厳格化によって残高が増加した効果が一巡した要因によるところが大きい。債務者の業況悪化による債権の悪化の動きは恒常的に続いており、不良債権の発生メカニズムに変化が生じているわけではないことがわかる。

(4)業種別の不良債権の動向

業種別の不良債権の動向を見ると(図表13)、特別検査の主要な対象となった建設業、不動産業の不良債権比率(貸出金に占めるリスク管理債権の割合)が、急上昇後、低下に転じており、不良債権処理が集中的に行なわれていることがうかがえる。しかし、製造業、サービス業、卸小売業では大きな変化が見られない。業種別の新規増加額がどの程度だったかにもよるが、不良債権処理の動きが、残高の大きい建設業、不動産業に偏っている可能性がある。

(図表13)業種別の不良債権比率(主要行)



(注1) 不良債権比率は貸出金に占めるリスク管理債権の割合

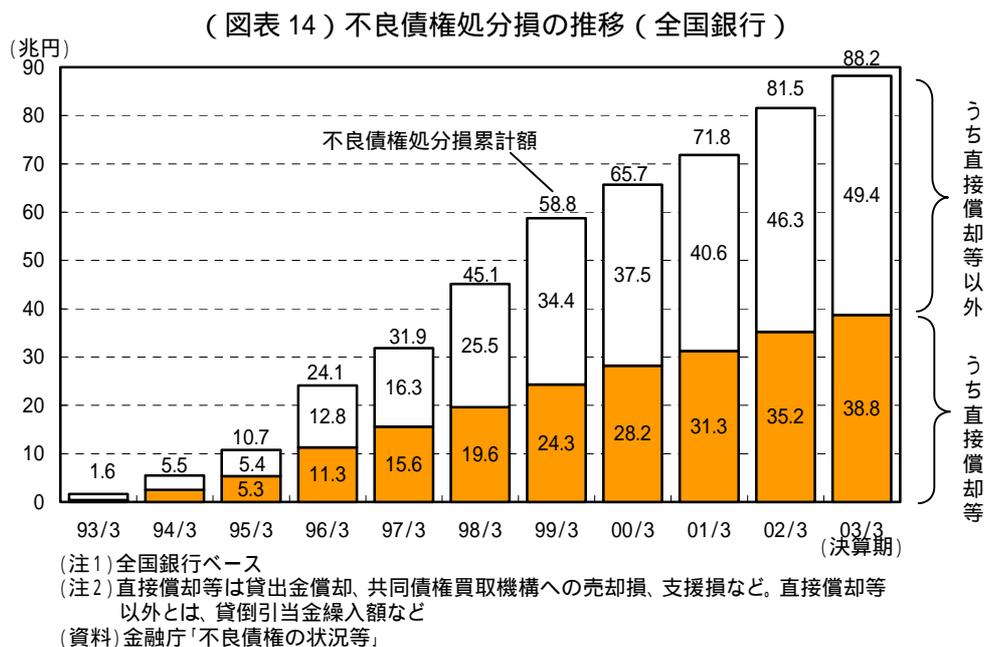
(注2) 国内店分のみを集計

(資料) 各行決算資料より作成

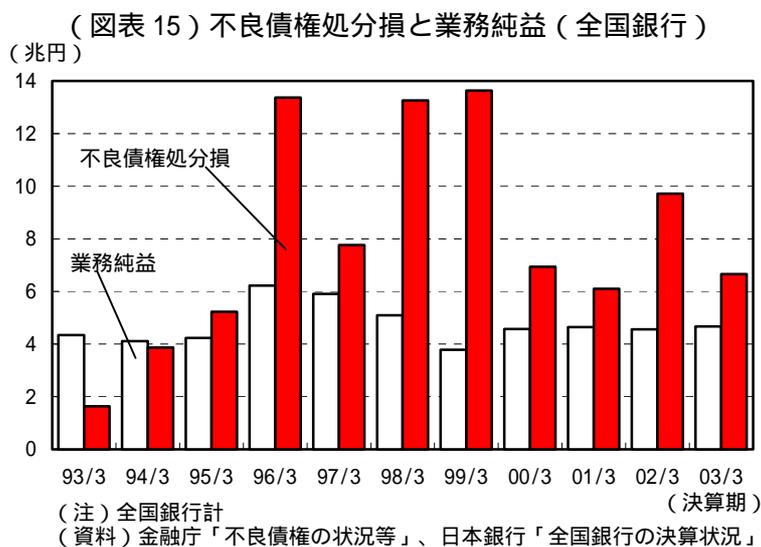
2. 不良債権処理と銀行収益～業務純益を上回る処理額が続く

(1) 不良債権処分損は9年連続で業務純益を上回る

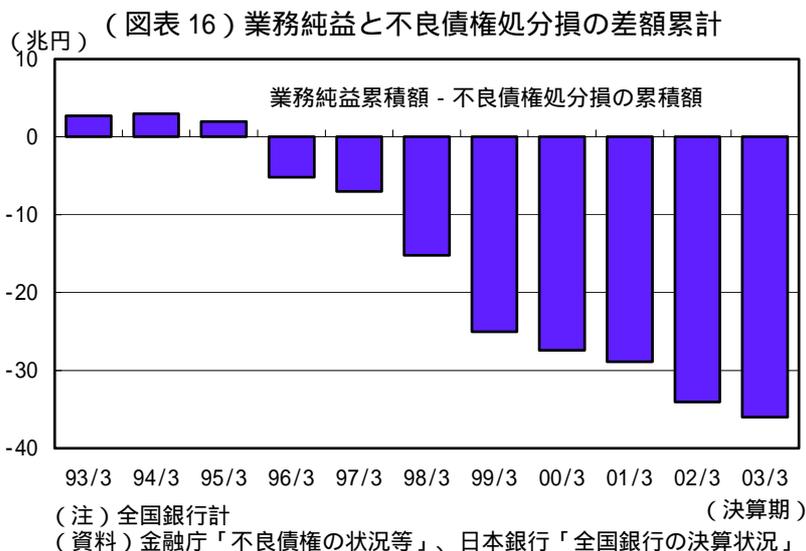
不良債権処理損失額の累計額（93年3月期以降）は、2003年3月期までに90兆円程度まで膨らんでいる（図表14）。



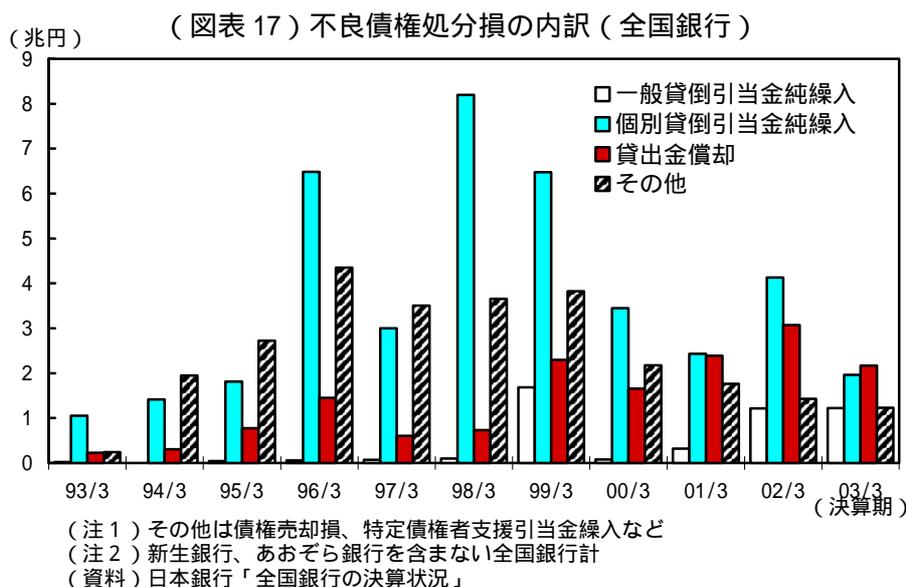
2003年3月期については、不良債権処分損は6.7兆円と前年度の9.7兆円からは減少したが、業務純益4.7兆円を上回った（図表15）。不良債権処分損が業務純益を上回るのは9年連続で、不良債権処理が業務純益の範囲内では賄えない状況が続いている。



93年3月期以降の業務純益と不良債権処分損の差額の累計額は、すでに30兆円を大きく上回っている(図表16)。この金額は、株式の益出、資本の取り崩し、公的資金の導入、社宅や保養所、本店も含めた土地・建物といった資産の売却で賄われたこととなる。特に2003年3月期は、主要行において新規に調達した資本が不良債権処理に活用された。

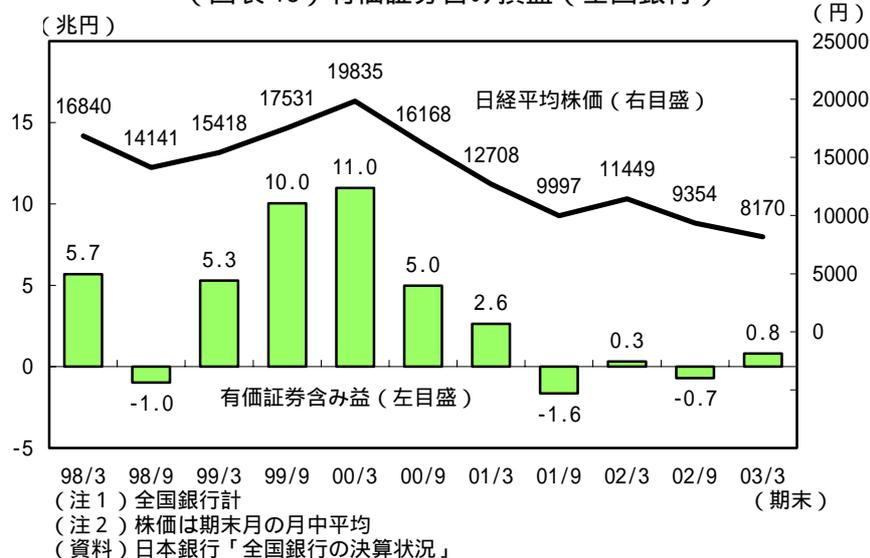


毎年の処理方法の内訳をみると、個別貸倒引当金への純繰入が大きなシェアを占めているが、最近では貸出金償却のシェアが拡大しており、2003年3月期については最も多くなった(図表17)。不良債権の最終処理の要請が高まっていることもあり、引当金の積み増しで将来の損失に備えるだけでなく、不良債権を積極的にオフバランス化していることが伺える。



銀行の有価証券含み損益の動向を見ると、株式市場の低迷と度重なる益出の影響から、すでに含み益は枯渇しており、足元では時価会計の導入による損失処理を強いられるなど、今後の不良債権処理の原資としては期待できない（図表 18）。

（図表 18）有価証券含み損益（全国銀行）



(2) 不良債権処理損失額の恒常的要因と一時的要因への分類

今後も銀行の業務純益の範囲内では不良債権を処理し切れない状態が続くのであろうか。不良債権処理損失については、恒常的に発生する不良債権に対するものと、一時的な要因により発生する不良債権に対するものの2通りがある。前者は債務者の業況の悪化などによって発生するものである。後者は、2003年3月期の場合、金融庁の特別検査の結果として発生したもので、主要行が要管理債権を中心に自己査定にDCF法を導入したために増加したものである。今後の不良債権処理損失額を考えるにあたって、まずこうした一時的な影響を考えてみよう。

金融庁特別検査による追加損失処理

2003年3月期における金融庁の特別検査（検査対象は主要行のみ）は、前年の対象先149社（会社分割により151社となっている）に新たに62社を加え、破綻先、合併消滅先などの46社をのぞいた合計167社が対象となった。対象債権額も12.9兆円から14.4兆円に増加している（図表 19）。

(図表 19) 2003 年 3 月期特別検査の結果 (1)

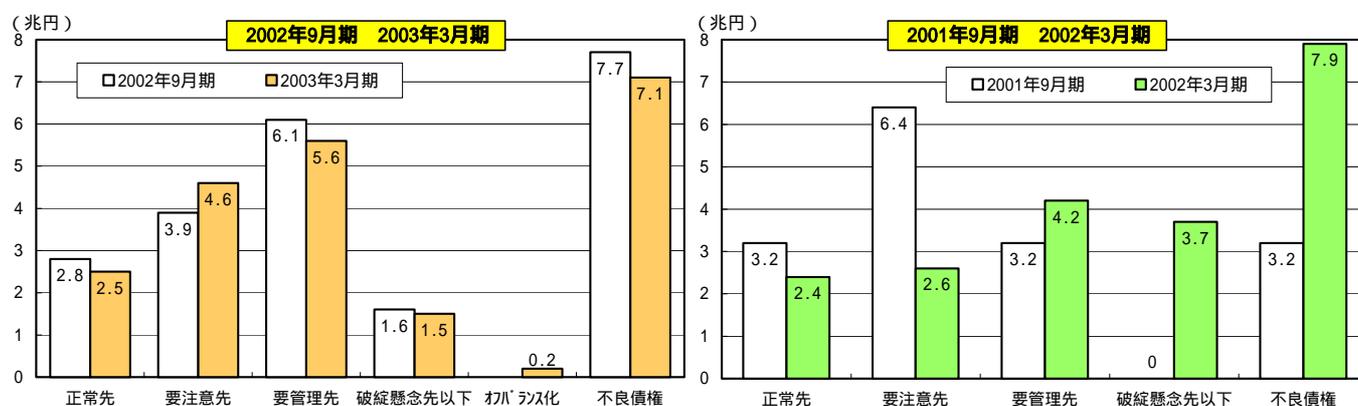
2002年9月期			2003年3月期		
債務者区分	対象社数	金額(兆円)	債務者区分	対象社数	金額(兆円)
正常先	40	2.8	正常先	35	2.5
要注意先	50	3.9	要注意先	52	4.6
要管理先	62	6.1	要管理先	64	5.6
破綻懸念先以下	15	1.6	破綻懸念先以下	12	1.5
			オフバランス化先	4	0.2
合計	167	14.4	合計	167	14.4

(資料)金融庁「特別検査等の実施結果について」

前年度の結果と大きく異なるのは、不良債権の増加額である(図表 20)。前年度には検査の結果、不良債権は 4.7 兆円も急増したが、2002 年度は逆に 0.6 兆円減少している。2003 年 3 月期の減少は資産の内容が改善したというよりも、銀行が債権放棄などを行なった結果、一部の債権が上位遷移(改善)したためと思われる。金融庁の発表によれば、検査の結果、「破綻懸念先以下」に下位遷移(悪化)した先は 7 社、1.0 兆円あったが、実際の「破綻懸念先以下」の債権額は図表 19 の通り 0.1 兆円減少(1.6 兆円 - 1.5 兆円)している。また期中にオフバランス化された債権 0.2 兆円が全額「破綻懸念先以下」を処理したものであると考えると、既存の「破綻懸念先以下」の債権 1.6 兆円のうち 0.9 兆円(1.6 兆円 + 1.0 兆円 - 0.2 兆円 - 1.5 兆円)が上位遷移した計算となる。「要管理先債権」についても数字が発表されていないが、減少した理由は同じであると推測される。

このように残高が減少しても、それが債務者の業況好転によるものでなく、銀行の債権放棄などの結果によるものであれば処理損失額も膨らむ。金融庁の発表では、特別検査の対象債務者に対する不良債権処分損は 1.3 兆円(直接償却 0.8 兆円、引当増加による間接償却 0.5 兆円)である。

(図表 20) 2003 年 3 月期特別検査の結果 (2)



(注)不良債権とは破綻懸念先以下と要管理債権の合計
(資料)金融庁「特別検査等の実施結果について」

DCF法導入による追加損失処理

次にDCF法導入の影響についてみてみよう。DCF法は大口（貸出残高100億円以上）の「要管理先」を中心に導入されており、多くの部分が特別検査対象先と重なると考えられる。特別検査の対象となった債権のうち「要管理先債権」について、DCF法による信用部分（貸出債権のうち担保、保証などで保全されていない部分）の引当率は、従来の担保評価による引当率と較べると大きく上昇している（図表21）。

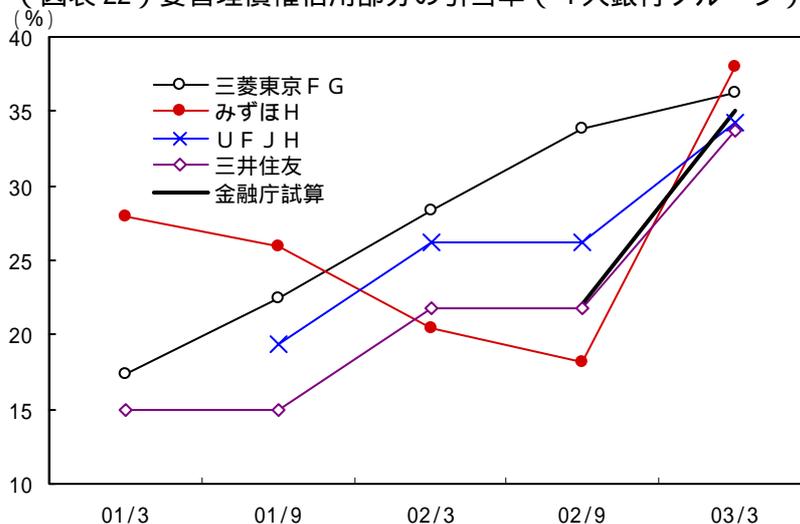
（図表21）2003年3月末の要管理先債権に対する引当率

	2003年3月末	従来方法	DCF法等の適用による差
引当額	1.1兆円	0.7兆円	0.4兆円
引当率	35%ポイント	22%ポイント	13%ポイント

（注1）引当率は、債権額のうち信用部分に対する引当金額の割合
 （注2）従来方法による引当額、DCF法等の適用による差は金融庁試算
 （資料）金融庁「特別検査等の実施結果について」

DCF法の導入による影響を、特別検査対象外の債権も含めた数字で確認してみよう。4大銀行グループの「要管理債権」⁽⁴⁾の信用部分の引当率は2002年9月末から急上昇しており、その水準も概ね特別検査対象先の数字の動きと一致する（図表22）。

（図表22）要管理債権信用部分の引当率（4大銀行グループ）

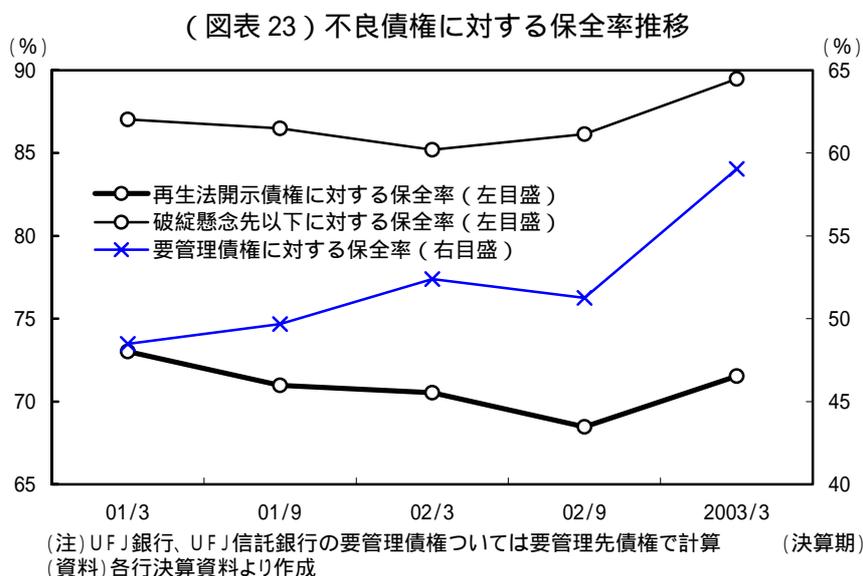


（注1）各グループの単体データ
 （注2）UFJHは01/3月期は未公表
 （注3）金融庁試算は特別検査対象先、02/09の数字は従来方式による数字
 （資料）各行決算資料、金融庁「特別検査等の実施結果について」

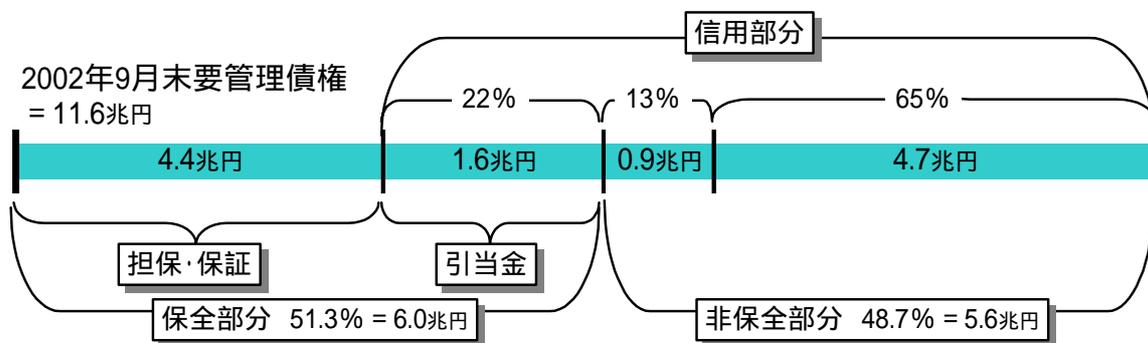
(4) 金融庁発表の特別検査の結果は「要管理先債権」に対するものである一方、主要行が発表している信用部分に対する引当率、保全率といった数字は「要管理債権」に対するものである（ただしUFJグループは「要管理先債権」に対する数字）。両者の間には若干の概念の違いがあるが、本レポートで試算を行なうにあたって差はほとんどないと想定した。

2002年9月末の主要行の「要管理債権」は11.6兆円であるが、このうち約半分が担保や引当（一般引当金）などで保全されている部分であり（図表23、24）残り半分は非保全部分である。2003年3月末に信用部分に対する引当率が、DCF法の導入によって図表20の特別検査対象先と同水準に上げられたと仮定する（信用部分の引当率を22%から13%ポイントの引き上げ）。2002年9月末では、信用部分の78%が引当金でカバーされていない非保全部分5.6兆円と一致するので、信用部分は7.2兆円と計算される（5.6兆円÷78%=7.2兆円）。したがって、信用部分のうち13%に当たる0.9兆円がDCF法による不良債権処分損の増加額と試算される。

なお、金融庁の発表によれば2003年3月末の「要管理債権」11.5兆円に対して引当金は2.4兆円となっており、図表24の引当金2.5兆円（1.6兆円+0.9兆円）とほぼ同額となるため、この試算結果にはそれほど大きな誤差はないと考えられる。



(図表24) DCF法導入による引当額増加分の試算



以上のように、一時的な要因による不良債権処理損失額は、特別検査対象先の 0.9 兆円（実際には 1.3 兆円発生したが、これから重複する D C F 法導入による影響 0.4 兆円を控除） D C F 法導入による 0.9 兆円（うち特別検査対象先に対するものが 0.4 兆円）の合計である 1.8 兆円と計算される。特別検査や D C F 法の導入はいずれも主要行だけを対象にしており、地域銀行などは影響を受けていない。このため、全国銀行の不良債権処理損失額 6.7 兆円から 1.8 兆円を除いた 4.9 兆円が、2003 年 3 月期における恒常的要因による損失額と考えられ、業務純益の 4.7 兆円に近い数字にまで低下する。

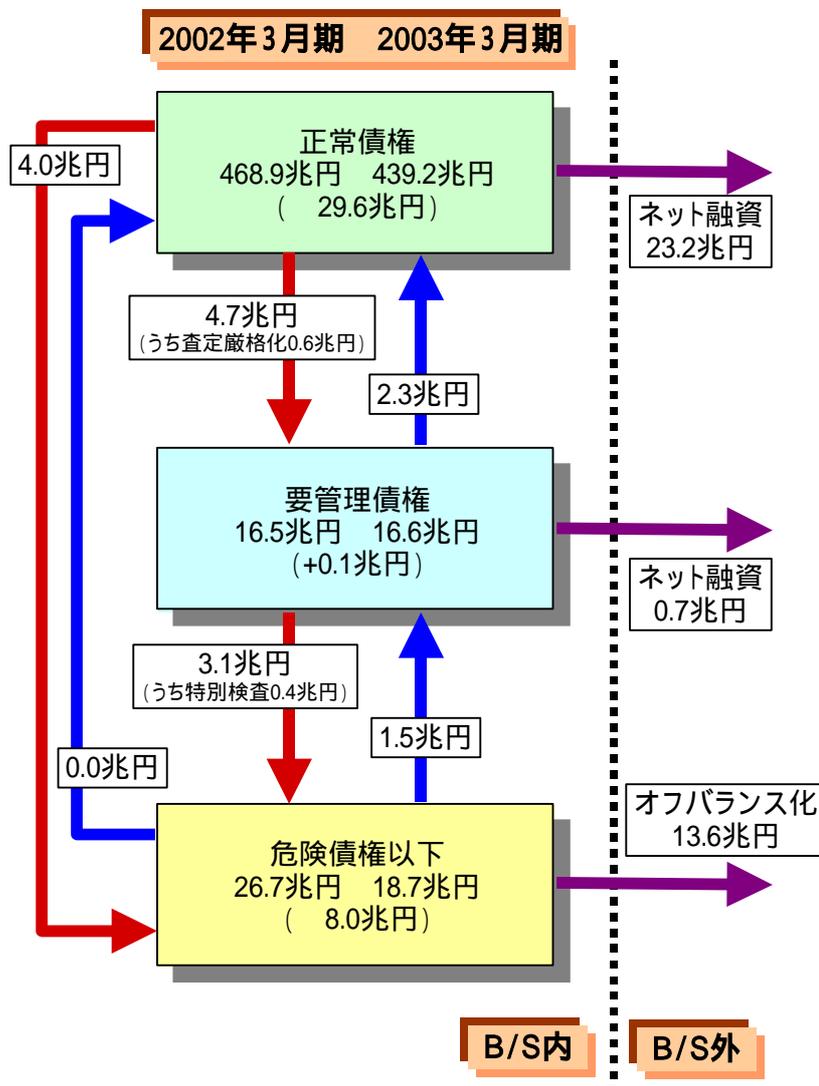
2002 年度における特別検査では、前回は十分でなかった債務者評価や担保評価の銀行間での違いの是正もある程度進んだと思われる（今回の対象債務者 167 社のうち 149 社が前回は検査対象となっている）。また、D C F 法の導入も進み、引当金の積み増しも行なわれた。したがって、既存の不良債権に対する処分損については、追加で発生するとしても大きくはなさそうである。

このため、特別検査、D C F 法導入の一時的な影響が今後はないと仮定すれば、今年度以降は処分損が年間を通じて業務純益の範囲内に収まることも可能となつてこよう。次項では、実際に恒常的な不良債権の発生ペースが前年並みにとどまった場合、今後の不良債権の残高と処分損がどうなっていくのか考えてみた。

(3) 今後の不良債権処分損の動向について

図表 25 は図表 12 で示した各分類の債権増減要因のうち 2003 年 3 月期分をフローチャートに組替えたものである。このうち、2003 年 3 月期固有の要因であったと思われる「特別検査の影響」(0.4 兆円)と「査定の厳格化」(0.6 兆円)の増加がなかったと仮定し、同じペースで毎年の債務の区分が変更となった場合について考えてみた。なお、債務者区分が変更になることに伴って、適用される引当率が変更され、引当金繰入（処理損失）、引当金取崩し（取崩益）が行なわれ、「危険債権以下」をオフバランス化する際には非保全部分が全額処理損失になるとした。また、「要管理債権」が「正常債権化」する際には、実際には債権放棄などを含んだ再建計画が策定されることがあるため、債権放棄が引当金と同水準まで行なわれるものとみなし、引当金の取崩し益は発生しないと考えた。引当率、保全率、非保全率は金融庁が発表した 2003 年 3 月期の数字などを使用した（図表 26）。

(図表 25) 各分類間の債権移動状況 (全国銀行)



(資料) 金融庁「不良債権の状況」などから作成

(図表 26) 2003年3月期の引当率、保全率、非保全率 (全国銀行)

(単位: 兆円、%)

	債権額	保全額	引当		非保全額
			担保・保証等	引当	
破綻懸念以下の債権	18.7	16.8 (89.8%)	11.0 (58.8%)	5.9 (31.6%)	1.9 (10.2%)
破産更生債権及びこれらに準じる債権	5.7	5.7 (100.0%)	4.3 (74.4%)	1.5 (25.5%)	0.0 (0.0%)
危険債権	13.0	11.1 (85.4%)	6.7 (51.8%)	4.4 (33.6%)	1.9 (14.6%)
要管理債権	16.6	10.2 (61.3%)	7.0 (42.2%)	3.2 (19.1%)	6.4 (38.6%)
正常債権	439.2	-	-	3.6 (0.8%)	-

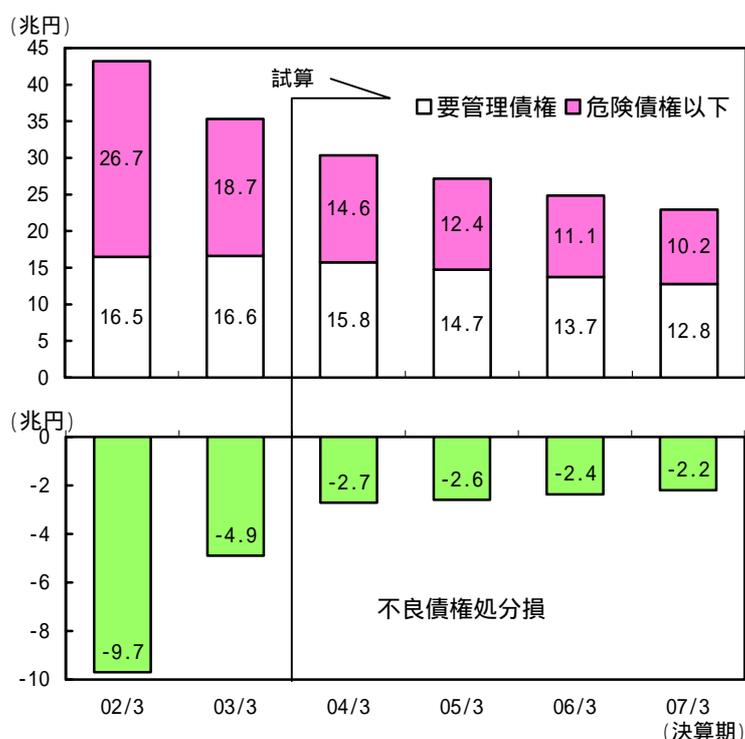
(資料) 金融庁「金融再生法開示債権の保全状況」などから作成

試算結果によると、2003年3月期と同じペースで債権の区分が変更となり、同じペースでオフバランス化が進むとした場合には、不良債権の残高は減少を続け、2007年3月期には残高の最も多い2002年3月期の半分程度まで減少する（図表26）。この場合、不良債権処分損は2兆円台で推移し、業務純益の範囲内で十分に処理できる計算となる。

不良債権処分損が2003年3月期と較べて低水準となるのは、すでに足元で不良債権残高が減少していることに加え、引当率の上昇により追加で発生する損失額が低めに押さえられるためである。

引当率の動きをみると、「要管理債権」、「正常債権」に対して引き当てられる一般貸倒引当金では、「要管理債権」への引当が増加していることもあって上昇が続いている（図表28）。また、「危険債権以下」に対して引き当てられる個別引当金でも、足元で上昇に転じている。

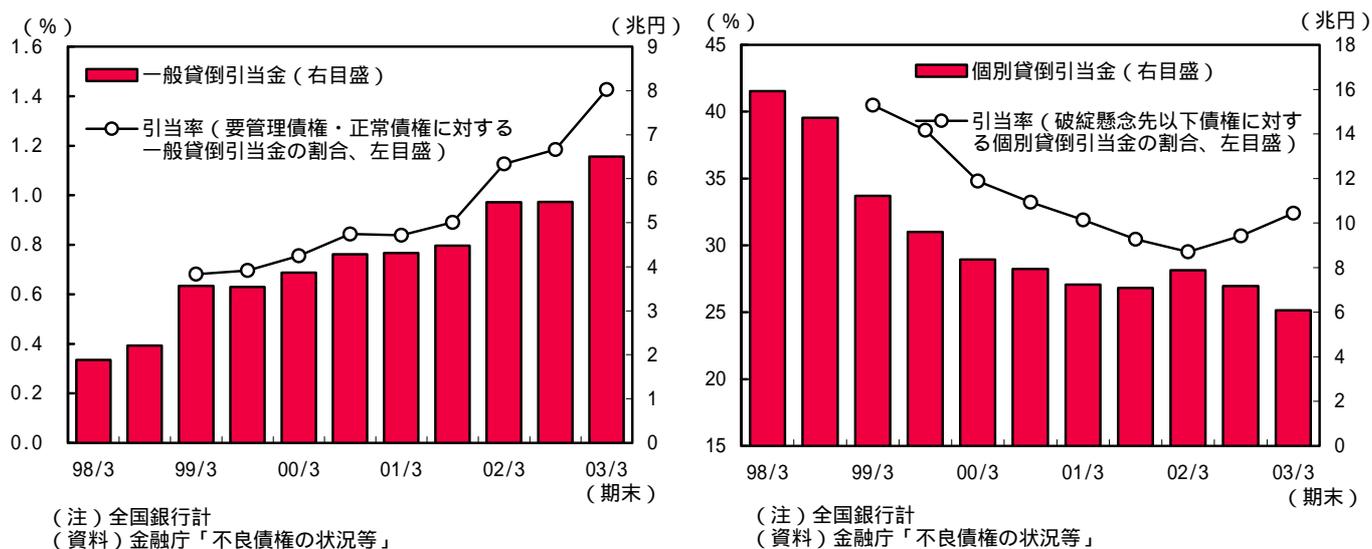
（図表27）試算結果（2003年3月期と同じ債権間の移動が生じたケース）



- （注1）2003年3月期の実績（特別検査、資産査定厳格化の影響を除く）と同じ割合で毎年債権分類が変更になるとして試算
- （注2）2003年3月期の不良債権処分損はDCF法導入、特別検査の影響控除後
- （注3）不良債権処分損は、要管理債権の正常債権化の際に引当金取崩益は発生しないと仮定
- （注4）破綻懸念先以下のオフバラ化の際には非保全部分が全額損失と仮定

ただし、この試算は引当金の変動と「危険債権以下」のオフバランス化時の売却損だけを考慮したケースである。実際には、債権売却損などが引当を上回る可能性がある、期中に発生し期中にオフバランス化されたものがあり、その損失額は考慮されていない⁽⁵⁾、担保を処分する際に担保評価額を下回る可能性がある、などのため処分損はさらに増加するリスクがある。

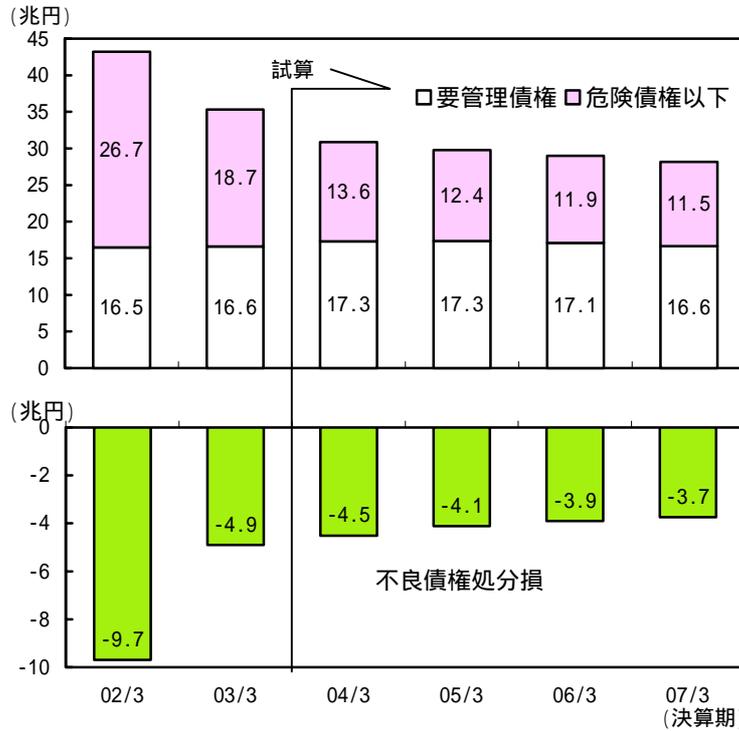
(図表 28) 貸倒引当金と引当率の推移



なお、不良債権の発生ペースが1.5倍に上昇し、同時にオフバランス化のペースも1.5倍に引き上げたケースで同じ試算をしてみると、不良債権残高はほとんど減少しなくなり、不良債権処分損も2003年3月期の水準(特別検査、DCF法導入の一時的な影響を除いたベース)からはあまり減らない結果となる(図表29)。

⁽⁵⁾ 不良債権は決算期末現在の残高で表示され、増減額は期末間での比較となるが、実際には期中に発生し期中に処理されるものもある。この場合、損失額は計上されるが、残高にはその増減は反映されない。

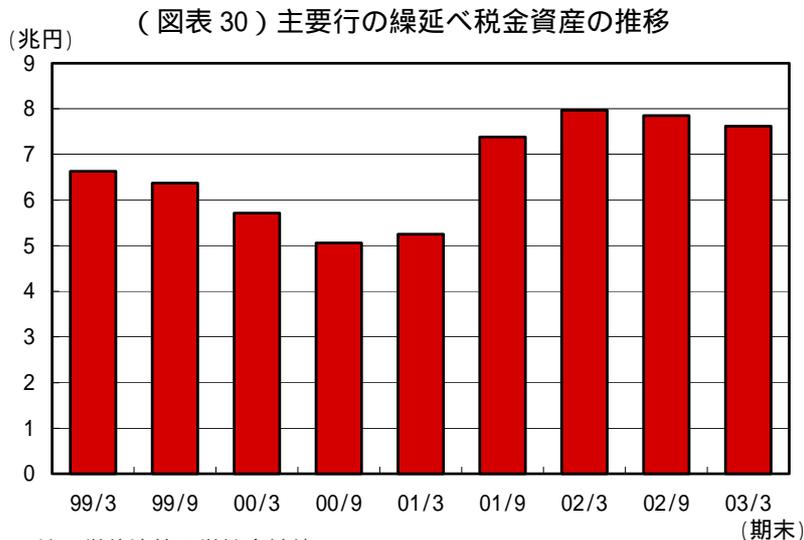
(図表 29) 試算結果 (不良債権発生・オフバランス化のペース上昇ケース)



(注) 図表27の不良債権発生・オフバランス化のペースを1.5倍にしたケース、他の部分は図表27と同じ

3. 銀行の自己資本と繰延べ税金資産の状況～拡大を続ける繰延べ税金資産

自己資本比率算定時に基本的項目 (Tier) に算入される繰延べ税金資産 (主要行) はやや減少した (図表 30)。これは、不良債権の間接償却額や保有株式の含み損処理額が拡大する中で、りそなグループを含め、繰延べ税金資産をこれまでの過去5年の課税所得金額



(注) 単体決算の単純合計値
(資料) 「全国銀行財務諸表分析」全国銀行協会、各行決算書より作成

分から、それ以下の金額に圧縮する（繰延べ税金資産の一部を放棄する）動きが見られたためである。

4大銀行グループ（連結ベース）の自己資本比率を見ると、2003年3月末に急低下している（図表31）。これは、各グループとも増資を行い、リスクアセットの圧縮を進めたものの、赤字決算や繰延べ税金資産の減少によって基本的項目が引き続き減少したためである。なお、4大銀行グループの合計では、繰延べ税金資産の金額は2002年3月末や2002年9月末と較べて、ほぼ同水準で推移している。

（図表31）4大銀行グループの自己資本比率と自己資本の内訳

自己資本比率	01年9月末		02年3月末		02年9月末		03年3月末	
	10.71%		10.57%		10.58%		10.07%	
	金額（兆円）	リスクアセットに対する比率（%）	金額（兆円）	リスクアセットに対する比率（%）	金額（兆円）	リスクアセットに対する比率（%）	金額（兆円）	リスクアセットに対する比率（%）
基本的項目（Tier） （資本金、剰余金など）	16.4	5.70	14.9	5.44	13.6	5.45	12.4	5.35
うち公的資本	4.5	1.55	4.5	1.63	4.5	1.78	4.5	1.92
うち繰延税金資産相当額	6.3	2.18	6.8	2.48	6.8	2.71	6.9	2.95
補完的項目（Tier） （有価証券含み益、劣後債など）	14.7	5.14	14.5	5.30	13.1	5.25	11.4	4.92
補完的項目（Tier）	-	-	-	-	0.03	0.01	0.03	0.01
控除項目	0.4	0.13	0.5	0.17	0.3	0.13	0.5	0.21
計	30.7		28.9		26.5		23.4	
リスクアセット	286.7		273.4		250.1		232.4	

（注1）各グループの連結決算データの単純合計

（注2）Tier（準補完的項目）とは期間2年以上の短期劣後債務のことで、マーケットリスクのみをカバーすることができる

（資料）各行の決算短信説明資料などより作成

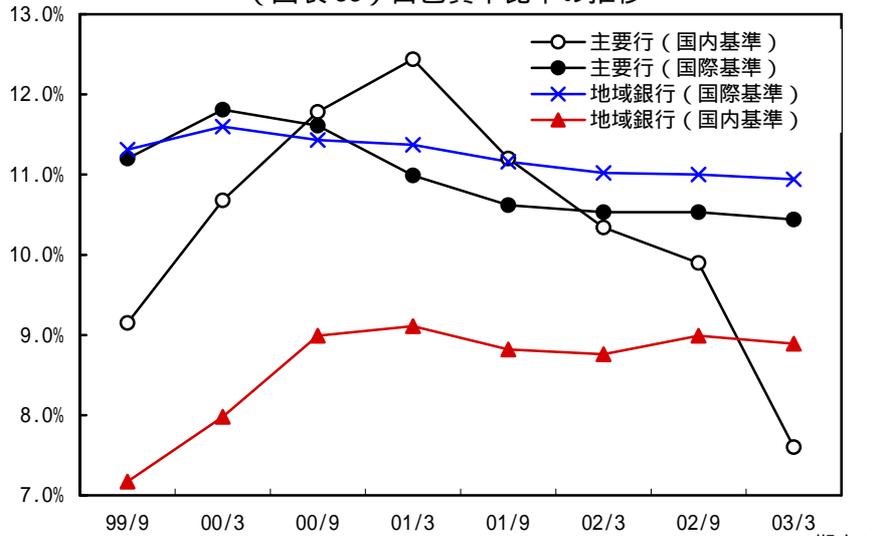
図表32は、繰延べ税金資産を米国並みの基準（Tierの10%以内）に制限した場合、さらに公的資金を除いた場合の自己資本比率の推移である。赤字決算によって資本の減少が続く中、自己資本に占める繰延べ税金資産や公的資金の占める比率が上昇を続けていることがうかがえる。

（図表32）4大銀行グループの修正自己資本比率試算

	01年9月末	02年3月末	02年9月末	03年3月末
繰延べ税金資産の算入をTierの10%以内に制限した場合の自己資本比率	7.82	6.59	6.08	5.33
繰延べ税金資産の算入をTierの10%以内に制限し公的資金を除いた場合の自己資本比率	4.29	2.89	2.04	0.98

地域銀行も含めて、もう少し詳しく自己資本比率の動向を見てみよう。国内基準の主要行にはりそな銀行が含まれるため、自己資本比率が2003年3月期に急低下しているが、それ以外では小幅の低下にとどまっている（図表33）。

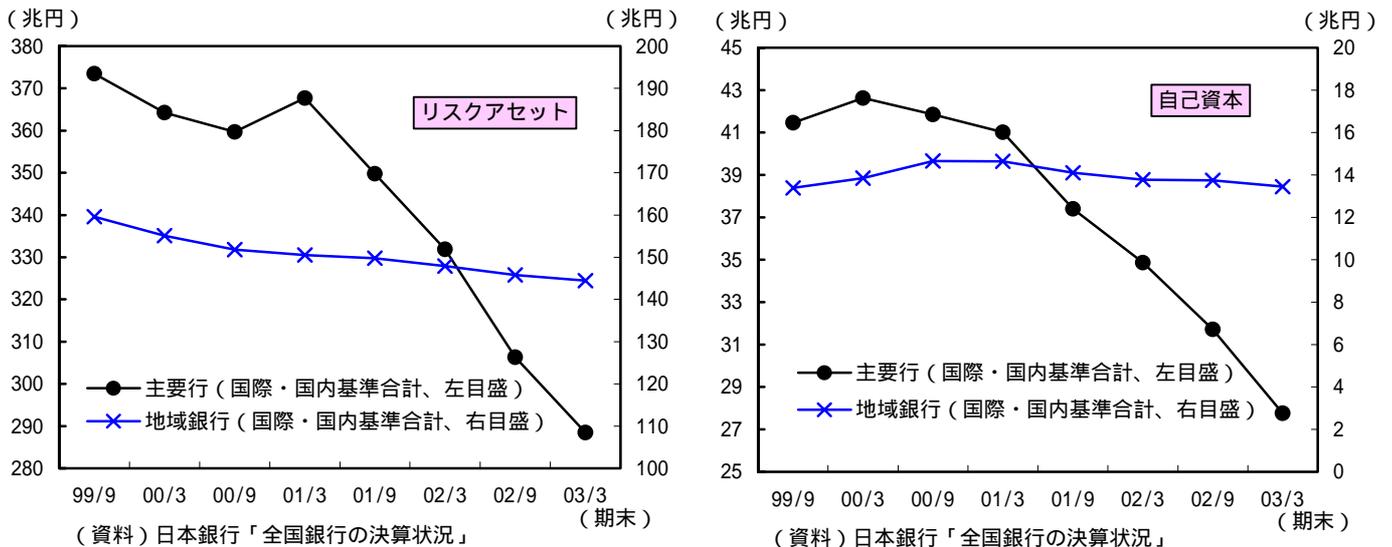
(図表 33) 自己資本比率の推移



(注) 2003/3に主要行 (国内基準) が急低下しているのはりそな銀行の影響 (期末)
 (資料) 日本銀行「全国銀行の決算状況」

ただし、自己資本比率計算上の分母であるリスクアセットと分子である自己資本の動きをみると、地域銀行では両者とも大きな変動がないのに対し、主要行では両者とも急減している (図表 34)。主要行では不良債権処理や株式含み益の減少による自己資本の減少に対応して優良資産も含めた総資産を圧縮し、自己資本比率を維持しているのである。

(図表 34) リスクアセットと自己資本の推移



(資料) 日本銀行「全国銀行の決算状況」 (期末)

(資料) 日本銀行「全国銀行の決算状況」 (期末)

おわりに

不良債権残高は主要行を中心に減少に転じ、またその中身も改善するなど、2003年3月期については不良債権問題の先行きに対する懸念はやや後退した。引当金の積み増しなど債権の保全率も高まっており、1年前と較べると不良債権の損失額が予想以上に膨らんだり、金融危機に陥るといったリスクは後退していると思われる。

しかし、正常債権が新たに不良債権化し、不良債権の内容もさらに劣化する状況には大きな変化はみられない。過剰債務、過剰設備といった新たな不良債権を生み出す従来からの構造問題が根本的に解決されたわけでは決してない。銀行が処理を積極化させた分だけ、処理の余力は小さくなってきており、不良債権の発生ペースが高まれば残高が再び増加に転じる懸念は残る。

産業再生機構の発足に前後して、銀行自らが再生ファンドを立ち上げたり、組織の変更によって企業再生に集中的に取り組むなど、法的整理、債権売却、債権放棄による金融支援といったこれまでの不良債権の処理とは違った動きが出てきている。こうした動きがさらに加速してくれば、不良債権問題の解決に資するであろう。しかし、不良債権問題の抜本的解決は不良債権の新規発生を少なくすることであり、景気の持続的回復が実現するまでは難しいであろう。

本レポートに掲載された意見・予測等は資料作成時点の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります